

家族介護者教室

Table with 5 columns: 期日, 時間, 会場, 定員, 申込先. Contains dates from 5月28日 to 6月25日 and venue information like 都営大丸アパート.



家族介護者教室
安心・老後の「家計の見える化」

いざという時に困らず、自ららしく暮らし続けるための具体的な対策やアドバイスを専門家からお伝えします。

電話(5月18日(月)〜)
高齡福祉課地域支援係
参加者募集
移動能力トレーニング教室

都立大学と連携し、VRを使って移動能力を計測します。結果を基にバランスや目のトレーニングに取り組みましょう。

入居者募集
ジョイハウスたまがわ
高齡福祉課高齡福祉係



レスポいなぎ
発達支援講座

市内在住で、介護保険の認定を受けていない65歳以上の方(色覚障害がない方)
6月9日〜30日の火曜日(全4回)
午後1時30分〜3時
福祉センター介護予防教室
20人(申込先着順)

次の全てに該当する方
65歳以上で、市内に引き続き2年以上住んでいる
持ち家や公営住宅に住んでいない
立ち退き要求を受けている等、現に住宅に困っている
※収入要件有り
※押上410の3
※エレベーター無し
募集戸数 単身用・世帯用各1戸

「なんとなく動きがぎこちない」「体の使い方が苦手そう」等、お子さんの様子で気になったことはありませんか。作業療法士が子どもの発達の視点から、ぎこちなさの背景や関わり方のヒントを分かりやすくお伝えします。

6月1日は人権擁護委員の日
相談時間を拡大します

「人権擁護委員の日」に併せて、毎月第1・第3金曜日の午後実施している人権・身の上相談の相談時間を拡大します。

「他人から人権を侵害されている」「夫婦・家庭内で不和や争いが起こっている」「近所とトラブルが発生した」等、人権・身の上の問題でお困りの際には、一人で悩まずにご相談ください。秘密は厳守します。

6月5日(金)
午前10時〜正午、午後1時30分〜4時30分
市役所2階市民相談室
5人(申込先着順)
相談員 人権擁護委員
市民協働課予約専用番号(☎378-2286)に電話(5月15日(金)〜)

6月4日(木)午後5時
人権擁護委員とは
人権擁護委員は法務大臣が委嘱した民間のボランティアです。全国の各市町村に人権擁護委員が配置され、講演会の開催、地域の方の人権相談を受ける等、積極的な活動を行っています。

定期的な電話をかけ、話し相手や安否確認をするサービスです。
おおよね65歳以上の一人暮らし(日中一人で過ごしている)

窓口、郵送(5月18日(月)〜)
※申込用紙は高齡福祉課、平尾・若葉台出張所、市Webで入手可

6月19日(金)
午前10時〜11時30分
地域振興プラザ4階会議室
申込フォーム
(下記参照)電話、メール、ファクス
レスポいなぎ平尾
☎331・8794、☎331・8795
respo-inagi@inagi-masayume.com

国民健康保険
海外療養費



旅行等の海外渡航中に病気やけがで、やむを得ず現地の医療機関で治療を受けた場合、その医療費は帰国後、申請により海外療養費として給付を受けられます。
申請時にパスポート・領収明細書・診療内容明細書(各日本語翻訳付き)等の確認書類が必要です。また、高額な案件等、現地調査が必要な場合は、詳細な内容点検調査も実施します。

国民健康保険
整骨院・接骨院、はり・きゅう、マッサージの
受診上の注意
整骨院・接骨院、はり・きゅう、マッサージの施術には、健康保険を使える場合と使えない場合がありますのでご注意ください(下表参照)。

納期限 6月1日(月)
固定資産税・都市計画税(第1期)
軽自動車税(全期)
納付忘れにご注意を!
収納課

健康保険が使える場合と使えない場合

Table with 2 columns: 健康保険が使える場合, 健康保険が使えない場合(全額自己負担). Rows include 整骨院・接骨院, はり・きゅう, マッサージ.

相談できます 福祉の悩み事・困り事
福祉くらしの総合窓口

生活福祉課福祉くらしの総合窓口

仕事・家計・住まい・生活・健康に関することや、どこに相談したらよいか分からない福祉全般の悩み事や困り事について、気軽にご相談ください。

家計改善支援
生活費が大変、借金や滞納がある、家計が赤字になってしまふ等、お金の悩みに関して、家計改善のための支援を提供します。

支援例
家計表の作成
法律相談への案内・同行
家賃の低い住宅への転居等の相談 等

就労準備支援
働きたい気持ちはあるが仕事が続かない、適職が分からない、人間関係が苦手等の悩みがある方に、個別の支援プログラムを提供します。

支援例
就労活動に向けての助言
コミュニケーション・パソコンの練習
働くための通院同行支援 等

住居確保給付金
住まいの確保のための給付金です。支給要件があるため、事前にご相談ください。

家賃の補助
やむを得ず退職をして住居を失った方または失う恐れが高い方には、3〜9カ月間の家賃相当額を支給します。

転居費用の補助
世帯員の死亡や退職等により世帯収入が大きく減少してしまつた方で、家計改善のために家賃が低い住宅に転居する必要がある方へ、転居費用を支給します(上限・補助対象外経費有り)。